

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

ページ

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	一
○ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	(教育庁スポーツ健康課)	一
○宮城県県税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二
○県税減免条例の一部を改正する条例	(同)	四
○県庁舎建設基金条例の一部を改正する条例	(管財課)	五
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	五
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	六
○流水占用料等条例の一部を改正する条例	(河川課)	六
○仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金条例	(港湾課)	六
○仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金条例	(同)	七

条 例

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十二号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「平成二丁目」の下に「町前一丁目」を、「南目館」の下に「宮内一丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の表宮城県女川高等学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

ライフル射撃場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十四号

ライフル射撃場条例の一部を改正する条例

ライフル射撃場条例(昭和五十七年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「又は設備」を「、設備、器具等」に改める。

第八条第二項第二号中「又は設備をき損する」を「、設備、器具等を損傷する」に改める。

第十条を次のように改める。

(利用料金)

第十条 使用者は、射撃場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に百分の五十を乗じて得た額から当該基準額に百分の百五十を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、返還しない。ただし、使用者がその責めに帰することのできない事由により射撃場を使用することができなくなつたときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第十一条の見出しを「(利用料金の免除)」に改め、同条第一項中「知事は」を「指定管理者は」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項第二号中「。以下同じ」を削り、同項第六号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定するもののほか、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

別表中「**使用料の額**」を

「**利用料金の基準額**」に改め、同表備考第二号中「使用料の額」を「利用料

金の基準額」に改め、同表備考第三号中「使用料」を「利用料金の基準額」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のライフル射撃場条例の規定によりされた手続、処分その他の行為は、改正後のライフル射撃場条例(以下「新条例」という。)中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(準備行為)

4 新条例第十条第二項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

宮城県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税条例等の一部を改正する条例

(宮城県県税条例の一部改正)

第一条 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の五中「附則第二十一条第一項」の下に、「附則第二十一条の二第一項」を加える。

附則第十六条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第二十三条」を「利子所得及び配当所得については、第二十三条」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第十六条の二の十一第一項に規定するところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第二項中「県民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、県民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出した場合に限って適用するものとし、県民税」に、「上場株式等の配当等」を「特定上場株式等の配当等」に改め、「の金額」を削る。

附則第二十一条の見出し中「株式等」を「一般株式等」に、同条第一項中「株式等に」を「一般株式等に」に改め、「当該所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「附則第三十五条の二第五項第三号」を「附則第三十五条の二第四項第三号」に改め、同条第二項中「県民税の所得割の納税義務者が」を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等有する県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき」に、「租税特別措置法第三十七条の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五条第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他令附則第十八条第四項に規定する事由により交付を受ける同項に規定する金額並びに租税特別措置法第四条の四第三項、第三十七条の十第四項並びに」を「同条第三項及び第四項並びに同法」に改め、「に規定する交付を受ける金額(これら)を削り、「同法第三十七条の十第一項」を「所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七

条の十四の三第一項及び第二項に、「株式等」を「一般株式等」に改め、「に相当する部分に限る。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第三十五条の二第五項各号の」を「附則第三十五条の二第四項各号に」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十一条の三を削る。

附則第二十一条の二第一項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に、「特定管理株式(一)を「特定管理株式等(一)に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同法第三十七条の十一の二第二項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。))が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同項各号」を「同法第三十七条の十一の二第二項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この条において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「附則第十八条の二第二項」を「附則第十八条の三第一項」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡」を「次条第二項に規定する上場株式等の譲渡」に、「この条及び前条」を「前条から次条まで」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「これに類するものとして令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「附則第十八条の二第三項」を「附則第十八条の三第二項」に、「附則第二十二條の二」を「附則第二十二條の二第二項」に改め、同条第三項中「附則第十八条の二第四項」を「附則第十八条の三第三項」に改め、同条を附則第二十一条の三とし、附則第二十一条の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第二十一条の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第二十三条及び第二十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第十八条の二第一項に規定するところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三

十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 租税特別措置法第三十七条の十一第二項に規定する上場株式等(次条及び附則第二十二條の二において「上場株式等」という。)を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四条の四第三項、第三十七条の十一第三項及び第四項並びに第三十七条の十四の三第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合には、法附則第三十五条の二の二第四項に定めるところによる。附則第二十一条の四第一項中「平成二十二年度分」を「平成二十九年度分」に、「附則第二十一条第一項後段」を「附則第二十一条の二第二項後段」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第二項中「第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の譲渡のうち同法」を削り、「附則第二十一条第一項に規定する株式等」を「附則第二十一条の二第二項に規定する上場株式等」に、「控除しきれない」を「控除することができない」に改め、同条第三項中「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、同条第四項中「附則第二十一条第一項後段」を「附則第二十一条の二第二項後段」に、「の附則第二十一条第一項」を「の附則第二十一条の二第二項」に、「株式等に係る譲渡所得等」を「上場株式等に係る譲渡所得等」に、「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第五項中「附則第二十一条第一項に規定する株式等」を「附則第二十一条の二第一項に規定する上場株式等」に改め、同条第六項中「附則第二十一条第一項から第三項まで」を「附則第二十一条の二第一項及び第二項」に、「配当所得」を「計算した」に改め、「以下」を削り、「附則第二十一条第一項中」を「附則第二十一条の二第一項中」に改める。

附則第二十二條第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に、「(第四項)を「(第六項)に改め、同条第五項中「第三項の規定の適用がある場合における附則第二十一条第一項から第三項まで」を「第五項の規定の適用がある場合における附則第二十一条第一項及び第二項並びに附則第二十一条の二第一項及び第二項」に、「同条第一項」を「附則第二十一条第一項中「計算した金額(とあるのは「計算した金額(附則第二十二條第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、附則第二十一条の二第一項)に、「計算した金額(附則第二十二條第三項)を「計算した金額(附則第二十二條第五項)に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「第

三項及び前項」に、「第三十七条の十三の二第五項」を「第三十七条の十三の二第八項」に、「株式等」を「一般株式等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「金額」の下に「第三項又は」を加え、「附則第三十五条の三第六項」を「附則第三十五条の三第八項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第二十一条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第四十九条第三項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第二十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第二十一条の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第二十一条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第二十一条の二第一項中「の株式等」を「の上場株式等」に改める。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 宮城県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年宮城県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十年四月二十九日」との下に、「令附則第十八条の六第十四項」とあるのは「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五十二号）附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の令（以下この項及び次項において「旧令」という。）附則第十八条の六第十四項」と、「令附則第十八条の六第十五項」とあるのは「旧令附則第十八条の六第十五項」と、「法施行規則附則第二十条第十項」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十年総務省令第五十七号）附則第二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同

令第一条の規定による改正前の法施行規則附則第二十条第十項」とを、「限る。」と」の下に、「同条第七項中「令」とあるのは「旧令」と」を加える。

第三条 宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十八条の六第十四項」との下に、「附則第二十一条第一項」とあるのは「宮城県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十五年宮城県条例第六十五号）第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下この項において「新条例」という。）附則第二十一条第一項又は附則第二十一条の二第二項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新条例附則第二十一条第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新条例附則第二十一条の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とを加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（宮城県県税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第三条の規定による改正後の宮城県県税条例の一部を改正する条例附則第三項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同条例による改正前の宮城県県税条例附則第二十一条第六項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十六号

県税減免条例の一部を改正する条例

県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「規定する株式等」を「規定する一般株式等」に改め、「譲渡所得等の金額」の下に、「県条例附則第二十一条の第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を加える。

第六条第三号中「社団法人宮城県林業公社」を「一般社団法人宮城県林業公社」に、「財団法人宮城県環境事業公社」を「公益財団法人宮城県環境事業公社」に、「財団法人仙台市建設公社」を「公益財団法人仙台市建設公社」に改め、同条第六号中「財団法人結核予防会」を「公益財団法人結核予防会」に、「財団法人宮城県対がん協会」を「公益財団法人宮城県対がん協会」に、「財団法人宮城県成人病予防協会」を「一般財団法人宮城県成人病予防協会」に、「財団法人杜の都産業保健会」を「一般財団法人杜の都産業保健会」に、「財団法人宮城県予防医学協会」を「一般財団法人杜の都産業保健会」に改め、同条第七号中「及び財団法人仙台国際育友会（昭和四十五年八月二十八日に財団法人仙台国際育友会という名称で設立された法人をいう）」を削り、同条第八号中「社団法人宮城県労働福祉センター」を「一般社団法人宮城県労働福祉センター」に、「財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団」を「公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団」に改め、同条第九号中「社団法人宮城県農業公社」を「公益社団法人みやぎ農業振興公社」に改め、同条第十二号中「財団法人宮城県市町村振興協会」を「公益財団法人宮城県市町村振興協会」に改める。

第八条の三第七号中「財団法人宮城県対がん協会、財団法人結核予防会宮城県支部」を「公益財団法人宮城県対がん協会、公益財団法人宮城県結核予防会」に、「財団法人宮城県成人病予防協会、財団法人杜の都産業保健会及び財団法人宮城県予防医学協会」を「一般財団法人宮城県成人病予防協会、一般財団法人杜の都産業保健会及び一般財団法人宮城県予防医学協会」に改め、同条第八号中「社団法人宮城県交通安全協会」を「一般社団法人宮城県交通安全協会」に改め、同条第九号中「社団法人宮城県防犯協会連合会」を「公益社団法人宮城県防犯協会連合会」に改め、同条第十一号を削り、同条第十二号中「財団法人長寿社会開発センター」を「一般財団法人長寿社会開発センター」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第十三号を第十二号とする。

附則

この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第六条及び第八条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

県庁舎建設基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十七号

県庁舎建設基金条例の一部を改正する条例

県庁舎建設基金条例（昭和五十四年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

県庁舎等整備基金条例

第一条中「県庁舎建設の資金」を「県庁舎その他の公用又は公共の用に供する施設について県が整備するために要する経費」に、「県庁舎建設基金」を「県庁舎等整備基金」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十八号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。」を削り、「指定居宅サービス等基準条例第四十七条」を「同条例第四十七条」に、「指定居宅サービス等基準条例第四十八条第一項」を「同条例第四十八条第一項」に、「次条」を「第二十五条」に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第二十四条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（同令第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（同令第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介

護事業所（同項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第二十二条第二項（第十二条及び第二十条の規定を準用する部分に限る。）及び次条を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第三十六条第二項中、「第二十四条」を「から第二十四条の二まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六十九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第一号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号。以下「指定通所支援等基準条例」という。）第二十四条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援等基準条例第三十六条第二項において準用する指定通所支援等基準条例第二十四条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同項第二号及び第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第九十三条中「指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第九十三号）」及び「同条例」を「指定通所支援等基準条例」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

流水占用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

○宮城県条例第七十号

流水占用料等条例の一部を改正する条例

流水占用料等条例（平成十二年宮城県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。附則に次の一項を加える。

（河川産出物採取料の徴収方法の特例）

5 平成二十八年三月三十一日までに河川産出物採取許可を受けた者から徴収する当該河川産出物採取許可に係る河川産出物採取料（別表第四号の表八の項及び九の項に係るものを除く。）は、第四条第三項及び第四項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、当該河川産出物採取許可に係る採取の期間内において、分割して徴収することができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の流水占用料等条例附則第五項の規定は、平成二十五年四月一日以後に河川産出物採取許可（同条例第二条に規定する河川産出物採取許可をいう。以下同じ。）を受けた者から徴収する当該河川産出物採取許可に係る河川産出物採取料（同条例別表第四号の表八の項及び九の項に係るものを除く。）について適用する。

仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十一号

仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金条例

（設置）

第一条 仙台塩釜港仙台港区に入港する船舶の航行によって生じる沿岸漁業に係る被害の防止及び救済その他の仙台塩釜港仙台港区の区域及びその周辺の区域における沿岸漁業の経営の安定化を図るための事業の実施に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十四一条第一項の規定に基づき、仙台塩釜港仙台港区沿岸漁業経営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金条例をここに公布する。

平成二十五年十月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十二号

仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金条例

(設置)

第一条 仙台塩釜港石巻港区に入港する船舶の航行によって生じる沿岸漁業に係る被害の防止及び救済その他の仙台塩釜港石巻港区の区域及びその周辺の区域における沿岸漁業の経営の安定化を図るための事業の実施に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、仙台塩釜港石巻港区沿岸漁業経営安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管

しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。